



Title	近世経済思想の研究：幕藩体制と「国益」思想
Author(s)	藤田，貞一郎
Citation	大阪大学，1967，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/29257
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

【 2 】

氏名・(本籍)	藤 田 貞 一 郎 ふじ た てい いち ろう
学 位 の 種 類	経 済 学 博 士
学 位 記 番 号	第 1 0 7 7 号
学位授与の日付	昭 和 42 年 1 月 30 日
学位授与の要件	経済学研究科経済政策専攻 学位規則第5条第1項該当
学 位 論 文 題 目	近 世 経 済 思 想 の 研 究 —幕藩体制と「国益」思想—
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 宮 本 又 次 (副査) 教 授 石 田 興 平 教 授 作 道 洋 太 郎

論 文 内 容 の 要 旨

題して、『近世経済思想の研究』というが、もとより副題にあるように、幕藩体制との関連のもとに、わが国の徳川期と明治期に目立って固有にみられる「国益」思想という限られた問題を扱ったものにすぎない。

徳川期の幕・藩政史料・それもとりわけ後期のものを取り扱っていると、われわれはよく「国益」という用語に行き当るのであった。そこで、これはどういう意味に使っているのだろうか、というのが興味の出発点であった。そうした関心のもとに研究史を検討してみたところ、「国益主法掛」とか「国益会所」とかいった個別具体的な事例についての説明、検討はあるが、どうしても関心に答えて「国益」の意義と構造を明らかにしてくれる仕事は見付からなかった。そこで、自分なりに摸索したひとまずの結果が、この作業である。この作業に当っては、『日本経済大典』所収の徳川期の諸家の論説、柳河藩、盛岡藩、宇和島藩、和歌山藩、徳川直轄領、竜野藩の文書を分析の対象としてとりあげた。その結果、次のような事実を明らかにすることができた。

われわれは、徳川期の経済思想、経済政策の原理、概念装置の追求を続ける時、「御救」と「国益」という二つの概念に行きあたる。

さて、すでに諸先学の指摘するところもあって、徳川期日本の思想の根底に流れるものが儒学的思考形式であることはよく知られている。そこでは、社会は、最高価値を持った完結せる社会（閉鎖的体系による社会）としての「天下」と「天下」の下位にあってその一部をなす部分社会（開放的体系による社会）としての「国家」から構成されると考えている。そうして、そのいずれの社会においても統治者は——「天下」においては「天子」、 「国家」においては「国主」——最もすぐれたる賢者として、常に民をそのあるべき姿において安定させておくべく心を致さなければならぬとする。したがって、民が困窮に落ち入った時は常に仁恵をたれ、救助＝「御救」しなければならぬ。困窮といい「御

救」というも、それにはそれなりの判断の基準がなければならぬわけだが、それは結局、民をしてその所を得さしめているや否やということにある。その所を得さしめるといっても、その所は如何様にも規定することは出来る。それにまた、社会体系を固定化せんとする統治者の意図にはかまわず、その所は変動して行く。時には統治者自身がその所を自発的に変動させんとする場合もある。がここで肝要なのは、「御救」といっている限り、既存の社会体系への収斂だけが目標となるということである。

以上の意義をもって「御救」が徳川期日本にあらわれた時、それは小百姓自立確保の原則と深い関連をもった概念として登場する。小百姓保護政策は、何も田畑の所持権を小百姓のために確保せんとする政策だけに限られるのではない。それが田畑を欠く山間僻地ないしは海岸地帯に行なわれる時は、それらの地域における小百姓のためにそこよりの産物の販路を確保せんとする政策となって現われる。だが、それはやはりあくまで民の父母としての君主が、かよわき民に恵をたれて、社会体系の安定をもたらそうとする意図においては、儒教本来の姿を色濃く残している。そうして、またそれを為す所以を天道にこたえる君主の道徳的行為として自己の心を納得づける点においても。したがって、このコロラリーとして、「御救」の原理からなされた経済政策は、富自体の量的拡大の観念を生み出さず、既存の社会体系の安定を質的観点から検討するにとどまるということになる。

ところが、これに対して、われわれは徳川期の経済思想・経済政策の根底に流れる今一つ概念として国益を得るのである。「国益」という用語を好んで使用したのは佐藤信淵だといわれているが、それはともかく、ここでは「国益」は本来の儒学には全くみられない、徳川期（さらには明治期）日本固有の用語であり概念であるということを知っておけば良い。「国益」は「御救」とはかなり隔絶した概念を内包しており、君主の道徳的行為とは必ずしも一致せず、藩国経済の自立化を媒介とした上での——したがって「国益」は貿易バランスの概念を内包するにいたる——貨幣単位で計量した富の限りなき増大をその目標とする。こうした貨幣量の増大は、必ずしも既存の社会体系の安定とは合致しないこというまでもない。幕府の支配する畿内の、手工業生産における、商品生産における圧倒的優位（商品流通の結節点）といった幕藩制的な社会的分業関係は崩壊する。

「国益」が史料上にあらわれてくるのは、現在までの所、徳川中期からであることが確かめられている。藩国内の商品生産者農民の力のたかまりを背景にして大名領主がもち出して来た思想なのである。それはともかく、「国益」の増減の判断の基準は、天道の下の道德体系には見出されず、それは他の同等の価値をもった「国家」社会のそのの量にのみ見出される。したがって、「国益」は、商品交換・貨幣流通を当然の事項とする多数の国家の併存とその国際社会の存在を前提とする時にのみ有効に考えうるのである。

本書は、以上のような事実を冒頭にあげた史料に則して明らかにしようとしたのである。

論文の審査結果の要旨

「近世経済思想の研究」と題し、『国益』思想と幕藩体制の問題を追究した本論文は、戦後における社会経済史学の研究をふまえて、新生面を拓こうとしたきわめて意欲的な労作であり、近世から近

現代にかけてみられたわが国の経済思想の原理を考えるばあい、注目され、その検討を必要とする「国益」の思想体系の成立とそれを支えた社会経済構造の研究に取り組み、社会経済史学界において、はじめて「国益」の研究で貴重な成果をあげたことは高く評価しなければならない。

戦後におけるわが国の社会経済史学界の中心的な研究テーマは、近世における農村構造の分析、商品流通史の研究、幕・藩政の改革をめぐる経済構造の研究などにおかれていた。本論文はそのような研究史の整理の上に立って、幕藩制経済構造の変動過程とそこにみられた経済思想原理としての「国益」思想体系との関連を浮き彫りにし、これまでの経済思想史にみられたように、経済思想そのものだけを取り上げ、それが成立した基盤と切り離してみるといったようなことはなく精力的な実証的研究により、思想と基盤との関連を明らかにしていることは注目される。

本論文の「序論」においては、これまでも近世経済政策史の観点から「国益」の問題にふれる研究はみられたけれども、これを意識的・体系的に追究されることがなかったことに着目し、藩経済の自立化を媒介項とした上で成立した「国益」の思想体系が近世中期以降において、全国的規模で生成するにいたることを社会体系の安定をもとめようとする「御救」の概念との対比において明らかにしている。

ついで、第一章「徳川期における経済思想の展開過程」において、「国益」思想の中心概念をなす国産物自給自足論の成立をそれに先立ってみられた大阪中央商品市場との関連においてとらえ、領国経済が中央市場に強く依存することによって、領主財政の窮乏を招き、そのような窮状を開閉・克服するために、藩経済が中央市場統制から離脱し、藩経済の自立をはかり、貿易バランスの概念を内包する国産物自給自足論が台頭するにいたる事情が明らかにされている。

第二章「三善庸礼の『御国家損益本論』と『国家勘定録』——柳河藩」においては藩を国家として明確にとらえ、藩国家的規模において「国益」の在り方を詳細に分析した柳河藩士三善庸礼の見解を取り上げ、国産物自給論を前提とした上での藩国家相互間の交易論を明らかにしている。在地性・具体性をもつ三善庸礼の見解からは、「国益」思想についても、近世の経世家の思想としては最も系統立った概念規定をもとめることができる。

第三章「新渡戸十次郎編『御国益考』と「御国益御用掛」——盛岡藩」においては、さきに述べたように、「国益」思想とその基盤、すなわち盛岡藩政の原理に組み込まれ、その実現をみた「国益」思想との関連がすどく追究されている。そして、盛岡藩当局により設立された「御国益御用所」の目的と業務とが新渡戸十次郎の『御国益考』にみられる「国益」の意義とまったく合致したものであることが実証されている。

第四章「運上銀体系の成立と「国益」思想——宇和島藩」では、藩財政と領国を中心とした商品流通機構との関連において成立した運上銀体系が完成した文化10年の時点において、宇和島藩の家臣団のなかに明確な「国益」思想が検出されることを宇和島藩政史料「存慮書」により明らかにし、その関連にメスを入れている。

第五章「専売制と「国益」思想——和歌山藩」においては、紀州和歌山藩の専売機関であった「御仕入方」を中心として考察し、「国益」実現の立場から「御仕入方」政策が実施される過程を問題としている。和歌山藩のばあいにも、前記の宇和島藩のばあいとおなじように、文化期の藩政改革を劃期

点として、専売機関の「御仕入方」が「国益」のための制度としての性格を強めていったことに注目している。

第六章「「国益主法掛」と「国益」思想—幕府」はこれまでのような大名領とはちがって、幕府領のばあいを取り上げ、甲州の幕領においても、産業経済の開発・成長・安定は特定の限られた地域（このばあい甲斐国の幕府領）を基盤として可能とされることを明らかにし、その点、大名領を単位とした「国益」の思想体系と類似の動きが認められるものとしている。

附論「幕末・維新期における藩国家の思想動向—竜野藩」では、問題の焦点を「国家」の概念の変化におき、徳川期において藩を意味していた「国家」が、明治期に入ってから日本全体を意味するようになったことを問題としている。

「むすびにかえて」においては、徳川期に成立し、一般的な展開をみた「国益」思想が明治の初期において、渋沢栄一・大隈重信・五代友厚に受け継がれ、新たな展開をみるにいたったことを指摘している。わが国の「国益」思想を考えるばあい、日本経済の近代化の過程においてどのように位置づけられていったのか問題とされなければならない。本論文はそのための基礎的研究としても重要な意味をもっている。

するどい問題意識とゆたかな実証的研究に裏付けられた本論文は、戦後の社会経済史学界における第一級の労作であるといえる。「国益」というタームは、西洋の重商主義との対比においても、さらにアジア諸国の経済の近代化を問題とするばあいにも、わが国固有の経済思想の原理として、ひろく外国にもその成果を示すことができるものとする。

ここに、著者に経済学博士の学位を授与するのに、十分な価値をもつことを認める。